

最高裁判所民事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成27年3月10日(火) 13:30～16:15

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

伊藤眞,今井和男,大竹たかし,川口康裕,菅野雅之,高橋宏志,戸倉三郎,中田裕康,
中村愼,中山孝雄,野々山宏,萩本修,春名一典,深山卓也

(幹事)

有竹茂一,出井直樹,内野宗揮,宇留川千秋,大須賀寛之,沖野眞已,加納克利,品
田幸男,高田裕成,谷英樹,永田浩昭,日置朋弘,福田千恵子,三木浩一,馬渡直
史,山本和彦,餘多分宏聡

4 諮問事項

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の制定
について

5 配布資料

1 諮問事項

2 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する最高

裁判所規則の要綱（案）

- 3 民事訴訟費用等に関する規則の一部改正の概要について
- 4 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員等名簿
- 5 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

6 議事録

【伊藤委員長】民事規則制定諮問委員会の委員長を務める伊藤眞でございます。先日本日お伝えいたしましたとおり、委員の皆様方の互選によりまして委員長に選出されましたので、本委員会の進行役を務めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、皆様方には、ご多忙の中、本委員会のためにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の諮問事項は、お手元の配布資料でございますとおり、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の制定について」でございますが、具体的な内容につきましては、「最高裁判所規則の要綱（案）」にまとめられておりますので、これに基づいてご審議をお願いいたします。

審議は、お手元の進行予定に従いまして、担当の委員、幹事から説明を聴取した上で皆様方のご意見をお伺いし、予定といたしましては午後4時15分頃には終了したいと考えております。

それでは、まず余多分幹事から、本日の配布資料と議事録の取扱いについてご説明をお願いします。

【余多分幹事】それでは、配布資料等についてご説明させていただきます。まず、配布資料につきましては、本日席上に配布させていただきました配布資料目録に基づいてご説明させていただきます。事前に配布させていただいた資料はそこに配布済みと記載させていただいておりますけれども、まず資料1として諮問事項を書いた一枚紙がございまして、それから資料2として「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する最高裁判所規則の要綱（案）」を、資料3として「民事訴訟費用等に関する規則の一部改正の概要について」という一枚紙の資料をお配りしております。また、資料4は、本委員会の委員等の名簿ですけれども、本日現在の名簿を改めて本日席上で配布させていただきました。そのほか、資料5といたしまして最高裁判所規則制定諮問委員会規則を事前にお配りさせていただいております。

すほか、本日席上で、消費者裁判手続特例法の条文を参考配布させていただいております。

以上が資料でございますが、皆様お手元でございますでしょうか。

そのほか、本日、着席図と進行予定、配布資料目録が配布されているかと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、議事録の作成についてご説明させていただきます。近時の情報公開の要請等を踏まえますと、議事録を公表することが現在の流れになっていると思われませんが、今回の議事につきましても、発言者の氏名についても明記した上で公表したいと考えているところでございますけれども、この件についてもお諮りしたいと思っております。よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】ただいまの餘多分幹事の説明に関しまして、何かご意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいま説明がございましたように、今回は議事録につきまして発言者名を明記して公表する方向で作業を進めたいと存じます。

次に、菅野委員から諮問の趣旨についての説明をお願いいたします。

【菅野委員】それではご説明申し上げます。今回の規則のもととなる法律、便宜、消費者裁判手続特例法と呼ばさせていただきますが、平成25年12月4日に成立して、同月の11日に公布されております。

この法律は、消費者契約に関しまして相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための民事の裁判手続の特例を定めるものであります。同法で規定される被害回復裁判手続に関しまして必要な事項については、同法に定めるもののほか、最高裁判所規則に委任がされている状況にあります。

最高裁判所規則を定めるにつきましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけでございますが、最高裁判所は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができることとされておりまして、今回の最高裁判所規則の制定につきましては、その重要性に鑑みまして、最高裁判所の裁判官会議において、本委員会にお諮りすることとなりました。

諮問事項は、先ほどご紹介にありましたとおり、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の制定について」ということでございます。これまでに、委員、幹事の一部の方にお集まりいただきまして準備会を開催するなどいたしまして、その結果を踏まえて要綱案を準備いたしましたので、本日は、この要綱案をもとにご審議をお願

いしたいと思っております。

なお、消費者裁判手続特例法の施行に伴う規則の整備といたしましては、民事訴訟費用等に関する規則の一部の改正が必要となると考えております。この点は、主に技術的な整備となりますので、規則制定諮問委員会への諮問事項とはなっておりませんが、諮問対象の規則本体の内容と関連する部分もございますので、こちらについても本日簡単にご説明させていただきたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、本委員会におけるご議論を踏まえまして、規則案を作成した上、最高裁判所裁判官会議で審議を行う予定であります。

以上でございます。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

よろしければ、実質的な審議に入りたいと存じますが、個別の規律についての審議に先立ちまして、まず余多分幹事から資料2の規則の要綱(案)の全体的な構成について簡単に説明をお願いいたします。

【余多分幹事】それでは説明をさせていただきます。資料2の規則の要綱(案)の全体像についてでございますけれども、このご説明をさせていただくに当たりまして、今回の法律につきましては「消費者裁判手続特例法」あるいは単に「法」と呼ばせていただくことがございます。また、特定適格消費者団体につきましても単に「団体」と呼ばせていただくことがありますので、あらかじめご了解いただければと思います。

本規則は、消費者裁判手続特例法64条等の規定による委任を受けまして、同法に規定する被害回復裁判手続に関し必要な事項を定めるものでございます。その題名につきましては、法律名に対応させまして、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」としたいと考えております。なお、本規則の略称を用いる必要がある場面があれば、法の略称に対応させまして「消費者裁判手続特例規則」と呼ぶことを検討しております。

本規則の目次は、要綱(案)の1ページに記載されているとおりでございますけれども、被害回復裁判手続全体の総則規定として、「第1 総則」を置いた上で、法の規定の順序に対応させまして、手続の順に第2以下を配置しております。規定の中心となる「第3 対象債権の確定手続」の内部の構成も法と対応させております。なお、要綱(案)の第4は、法第二章第三節に対応するものでございますけれども、民事執行の手続に関する規定を含むため、法とは異なりまして、見出しに「仮差押え等」と「等」を付けたものとしております。

次に、本規則と他の規則との関係についてご説明させていただきます。本規則の対象となる

被害回復裁判手続のうち、共通義務確認訴訟及び異議後の訴訟につきましては、民事訴訟法及び民事訴訟規則の各規定が当然に適用されますので、規則中、要綱（案）の第2に当たる共通義務確認訴訟と要綱（案）の第3の2に当たる異議後の訴訟に係る部分につきましては、これらの手続についてそれぞれ民事訴訟規則の特例を定めるものとなります。

他方、簡易確定手続につきましては、民事訴訟法及び民事訴訟規則が当然には適用されませんので、本規則で規律を書き下ろすものが多くなり、規定の数としましても要綱（案）の大半を占めるものとなっております。この部分の具体的な規定の内容といたしましては、手続内で多数の債権が取り扱われることなどを踏まえまして、破産規則等の規定を参考としたものが多くとなっておりますが、そのほか法がその50条等におきまして簡易確定手続において民事訴訟法の規定を多く準用することとしていることを受けまして、民事訴訟規則の規定を広く準用することとしています。さらに、団体のする民事執行の手続及び団体のする仮差押えの手続につきましては、民事執行規則及び民事保全規則の規定が当然に適用されますので、要綱（案）の第4につきましては、それらについて民事保全規則及び民事執行規則の特例を定めるものとなります。

本日の説明に当たりましては、要綱（案）中、民事訴訟規則、破産規則等の既存の規則と同様の規定を設けている部分につきましては説明を簡略に行うこととし、本制度の独自の特徴が反映されている部分を重点的に説明させていただきたいと思っております。

概要につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの全体的構成につきましてはの餘多分幹事の説明に関して、何かご質問あるいはご意見ございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして、個別の規律の審議に入りたいと思います。規則の要綱（案）につきましては、お手元の進行予定に従いまして、三つの部分に分けて説明及び審議をいただきたいと考えております。

そこでまず、「第1 総則」から「第3の1 簡易確定手続」の（3）の部分までにつきまして、餘多分幹事から説明をお願いいたします。

【餘多分幹事】それではご説明させていただきます。資料2の要綱（案）の2ページ以下をご覧ください。

まず「第1 総則（当事者の責務）」は、法に規定された被害回復裁判手続全体に関わる総則規定として、当事者の責務について定めた規定を設けるものです。

第1の1は、被害回復裁判手続一般につきまして、当事者がその円滑かつ迅速な進行に努め、信義に従い誠実に手続を進行しなければならないことを定める包括的な責務規定です。

被害回復裁判手続につきましては、二段階型の手続が設けられていること、多数の債権に関わる手続であることといった特徴が挙げられますが、第1の1で当事者の責務として規定されている事項は、そのような特徴がある被害回復裁判手続を特定適格消費者団体が進行することを可能とした法の趣旨の実現のために必要となるものであると考えられます。

他方で、この規定は、法1条にあらわれている消費者と事業者との間の情報の格差等があることについても踏まえた上での規定であり、この点を考慮せずに迅速な進行を求める趣旨のものではありません。第1の1で「法の趣旨を踏まえ」との文言が置かれているのは、これらのことについて明らかにする趣旨のものでございます。

なお、被害回復裁判手続全般について、民事訴訟法2条の信義誠実手続進行義務が適用ないし準用されると考えられますので、第1の1のうち、「信義に従い誠実に被害回復裁判手続を進行しなければならない」とする部分につきましては、民事訴訟法2条に定める信義誠実訴訟進行義務を確認的に規定したものという位置付けになります。

この部分で確認的な規定を置くことといたしましたのは、被害回復裁判手続の特徴といたしまして、先ほどご説明いたしましたとおり、二段階型の手続という特殊性があることや、多数の債権に関わる手続であること、とりわけ簡易確定手続段階におきましては、裁判所を通さない当事者間でのやりとりが重要となることなどを踏まえまして、対象債権の確定手続を中心として、法の趣旨を踏まえた円滑かつ迅速な手続を実現するために当事者間の協働関係が醸成される必要性が特に高いと考えられるため、規定の文言上もこの点を明示することとしたものです。

第1の総則のうち、第1の2は、法75条3項において、特定適格消費者団体の相互の連携、協力について定められていることを受けまして、同一の事業者の関係で、「対象債権及び対象消費者の範囲」の「全部又は一部」が同一である被害回復裁判手続を進行する特定適格消費者団体は、手続の円滑かつ迅速な進行のために、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないとの責務を包括的に定めるものです。第1の総則規定の説明は以上でございます。

続きまして、「第2 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例」についてご説明いたしますが、第2は、共通義務確認訴訟の手続について民事訴訟規則の特例を定めるものでございます。

まず、「第2の1 訴状の記載事項等」でございますが、共通義務確認訴訟の訴状の記載事項及び添付資料に関する規定を設けるものです。

(1)は、法5条が、共通義務確認訴訟の訴状における請求の趣旨及び原因の特定について「対象債権及び対象消費者の範囲」を記載しなければならないことを定めていることを受けまして、その具体的な記載方法につき、その記載は消費者契約に係る客観的な事実関係をもってしなければならないことを確認的に規定し、記載されるべき事項を例示するものでございます。

(2)は、移送等の判断の参考となる事項を含め、手続進行の参考となる事項として、訴状にアの「対象消費者の数の見込み」のほか、イにおいて請求の内容が同一又は同種の原因に基づく共通義務確認訴訟が既に係属しているときはその記載を求めるものでございます。

(3)では、この「対象消費者の数の見込み」について、その根拠となる資料を訴状に添付しなければならないことを定めております。

なお、この「対象消費者の数の見込み」につきましては、訴訟要件そのものではなく、具体的な数の主張立証が常に必要となるものではありませんので、その記載に当たっては、具体的な実数を特定して記載しなければならないものではありません。訴え提起の時点において、概括的な記載しかできない事案におきましては、「何人程度」といった概括的な記載で足りるものと考えております。

次に「2 裁量移送における取扱い」は、法6条の規定による移送の際の意見聴取について、民事訴訟規則8条と同様の規定を設けるものでございます。

2ページから3ページにかけては、「3 弁論等の必要的併合の申出の方式」は、法7条2項の規定による、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が同時に係属する場合の裁判所への申出の方式について、期日以外では書面によることなどを定めるものでございます。

「4 和解の際に明らかにすべき事項」は、当事者が共通義務確認訴訟において簡易確定手続の開始原因となるような和解をする場合に明らかにすべき事項について規定するものです。

(1)の「対象債権及び対象消費者の範囲」は、簡易確定手続開始決定の必要的記載事項とされているものでありまして、共通義務があることを認める旨の和解をするに当たっては当然に明らかにされるべきものと考えられます。

(2)は、法30条2項2号括弧書で、簡易確定手続における債権届出の際に届出書に記載できる請求の原因が「共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因」を前提とするものに限定されていることに対応いたしまして、和解をするに当たって、合

意された共通義務がどのような「事実上及び法律上の原因」を前提とするものかが明らかにされるべきことを規定しているものでございます。

引き続きまして、第3は、二段階目の対象債権の確定手続についての規定であり、第3の1は簡易確定手続についての規定でございます。

その「(1) 通則」からご説明いたします。「ア 申立て等の方式」は、簡易確定手続に関する申立て等の方式として、原則として書面でしなければならないことを定めるものでありまして、破産規則1条等と同趣旨の規定を設けるものでございます。

「イ 調書」は、簡易確定手続における調書について、原則として作成することを要しないことを定めるものであり、破産規則4条等と同趣旨の規定を設けるものでございます。

「ウ 即時抗告に係る事件記録の送付」は、破産規則5条等と同趣旨の規定を設けるものでありまして、例えば、特定の債権についての債権届出の却下決定に対する即時抗告がされた場合など、簡易確定手続に係る事件の記録全体を抗告裁判所に送付する必要がない場合が考えられますので、その場合には抗告事件の記録のみを送付すれば足りることとするものです。

3ページから4ページにかけて「エ 決定の確定証明書」でございますが、簡易確定手続における確定証明書を交付する主体について定めるものでありまして、事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が確定証明書を交付することを定めるものでございます。先ほどのウの規定のとおり、簡易確定手続において即時抗告がされた場合については、抗告記録以外の簡易確定手続に係る事件の記録が抗告裁判所に送付されるとは限らないということを考慮いたしまして、規定ぶりとしましては、抗告事件の記録のみが送付される場合がある非訟事件手続規則46条等を参考としております。

「オ 公告事務の取扱者」は、簡易確定手続における公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うことを定めるものでありまして、破産規則6条等と同趣旨の規定を設けるものでございます。

次に第3の1(2)は、簡易確定手続の開始に関する規定を置いてございます。

まず、「ア 簡易確定手続開始の申立書の記載事項」でございますが、簡易確定手続開始の申立書の記載事項を定めるものでございます。

(ア)は、法16条の個別の委任を受けまして、必要的記載事項を定めるものであります。当事者に関する事項、申立ての趣旨、簡易確定手続開始の原因となる事実のほか、簡易確定手続開始決定にも記載される「対象債権及び対象消費者の範囲」の記載を求めています。

(イ)は、申立書の訓示的記載事項を定めるものでございます。(イ)aで届出期間について

ての団体の意見を求めることとしており、(ウ)では意見の具体的な記載方法について届出期間の判断に有益と考えられる事項を列挙してございます。

なお、(イ)cでありますけれども、簡易確定手続開始の申立てをできる団体が複数存在する場合には、他の団体による申立ての見込みを記載することを求めています。この点の記載は簡易確定手続全体の進行に関わる事項であることに加え、法23条によりまして、ある団体の申立てによって簡易確定手続開始決定がされた後には、同一の事件について他の団体が申立てをできなくなるために、このような記載事項を設けるものでございます。

4ページから5ページにかけては、「イ 簡易確定手続開始の申立書の添付書面」は、簡易確定手続開始の申立書の添付書面といたしまして、簡易確定手続の開始の原因となる事実と対応させまして、判決書や和解調書の謄本等を添付しなければならないことを定めるものでございます。

「ウ 簡易確定手続開始の申立書の写しの添付等」は、(ア)で簡易確定手続開始の申立書にその写しを添付しなければならないこと、(イ)で相手方に申立書の写しを送付すべきことを定めるとともに、届出期間及び認否期間を適切に設定するため、(ウ)で裁判所が当事者双方に届出期間及び認否期間についての意見を聴くことができることを定めるものでございます。

「エ 簡易確定手続開始の申立ての取下げの理由の明示等」は、法18条1項が簡易確定手続開始の申立ての取下げに裁判所の許可を要するとしていることを受けまして、(ア)で取下げに際して団体が取下げの理由を明らかにしなければならないことを、(イ)で裁判所が取下げを許可した場合には、それを当事者双方に通知しなければならないことを定めるものでございます。

「オ 簡易確定手続開始の申立てを却下する決定の方式」は、簡易確定手続開始の申立てを却下する決定につき、決定書を作成すべきことを定めるものでございます。

引き続きまして、「第3の1(3)簡易確定手続申立団体による通知及び公告等」は、団体が行う通知、公告等に関する規定でございます。

「ア 公告事項の変更の通知の方式」は、団体の名称等が変更された場合に法26条3項の規定によって求められる裁判所及び相手方に対する通知の方式として、これを書面で行うことを定めるものでございます。

「イ 情報開示命令の申立書の直送等」は、情報開示命令の申立てについて、(ア)で情報開示命令の申立書の直送を定めるとともに、(イ)で相手方からの意見書の提出を求める規定でありまして、その意見書の添付書面として、(ウ)では、相手方が法28条3項の規定に基

づいて既に情報開示に応じない旨とその理由を団体に通知している場合には、その通知の書面の写しを添付しなければならないことを定めております。

第2から第3の1(3)までの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】ただいま説明がございました部分につきまして、ご質問及びご意見があれば承りたいと存じます。どうぞ、どなたからでもご自由にご発言ください。

【谷幹事】幹事の谷でございます。私は、「第1 総則」の1について、このままでは問題があるだろうというふうに考えておりますので、その旨の意見を申し上げたいと思います。

第1の1の後半部分ですけれども、先ほどご説明がございました「信義に従い誠実に被害回復裁判手続を迫行しなければならないものとする」という旨の規定でございますけれども、信義に従いから迫行までの部分は、規則に定めるのは望ましくないのではないかというふうに考えております。

ご説明によれば、この部分につきましては、民事訴訟法2条にも同趣旨の規定がございまして、それと同じ趣旨を確認的に規定するものだというふうなご説明がございました。

しかし、同じ趣旨であればこれを規定する必要があるのかということ、ないだろうというふうになりますし、この部分につきましては、当事者の責務を規定するものでございますので、慎重に検討する必要があるだろうと思っております。

当事者の責務規定ということであれば、言うまでもございませんけれども、当事者の手続追行との間で緊張関係をはらむものでございまして、例えば、共通義務確認訴訟で見ても、ご説明がありましたように、集団的な被害についての責任原因についての立証が必要になるわけでございます。そのような意味で言いますと、多数の関係者からの聞き取りとか証拠の収集等で時間がかかるような場合もありますが、そのような場合に、それに時間を要している際に誠実ではないのではないかということ、この規定を根拠に批判をされるということがあってはなりませんし、また、その後の簡易確定手続におきましても同様のことが言えるだろうと思っております。そのような意味で、この規定につきましては、非常に慎重に置くべきかどうかということ、考える必要があるだろうと思っております。

翻って、先ほどご説明がございましたように、この部分というのは、民事訴訟法2条の規定と同趣旨のものであるということでございます。しかし、同じ趣旨の規定であれば、先ほども申し上げましたけれども、二重に置く必要はございませんので、これを後で解釈する際に、同じように見える文言けれども、法律と規則の両方に規定をしているということは、法律の規定の趣旨とは違った、更にその責務を加重するようなものを規定したのではないかというよう

な解釈を許すような余地があるだろうと思います。そうなってくると、先ほど私が申し上げましたような、当事者の手続追行に悪影響を及ぼすような働き方をするおそれがないとは言えないというふうに私は考えております。

この点につきましては、既に準備会の段階から、規則が制定された折にはコンメンタール等でこれは民事訴訟法2条の規定と同趣旨のものだという記載をするというご説明を事務当局の方からいただいておりますけれども、それとて一つの解釈に過ぎないわけでございまして、コンメンタール等が解釈を拘束する、裁判官を拘束する、あるいは当事者を拘束するということはあり得ないわけでございまして、先ほど申し上げたような責務を加重する趣旨だという解釈を許すという点では、問題の解消にはならないものだと言わざるを得ないと思います。

このように考えますと、既に民事訴訟法2条で規定をされているところでございますので、重ねて置く必要もないし、更に重ねてこの規定を置くことによる弊害というものも考えられると言えらると思いますので、信義に従い誠実に被害回復裁判手続を追行しなければならない、この部分は削除すべきだというのが私の意見でございます。

【伊藤委員長】分かりました。趣旨につきましては、先ほど餘多分幹事から既に説明がございましたが、何か補足されることはありますか。

【餘多分幹事】趣旨は先ほど申し上げましたとおりでございまして、本手続におきましては、新しい手続であることや、当事者同士でのやりとりが多いということも踏まえまして、このような規定を置く必要があると考えているところでございます。今、谷幹事からご指摘がありました、責務を加重しているという解釈をされるおそれがあるのではないかとこのところにつきましては、先ほどご説明したとおりこれは民事訴訟法2条の確認規定というふうに考えておりますので、ご懸念も踏まえまして、規則の解説等におきまして、その内容を周知したいと考えているところでございます。以上でございます。

【伊藤委員長】それでは、谷幹事のご発言の内容、第1の1の信義に従い以下の部分に関しては、不要であり、かつ、かえって問題を生ずるというご趣旨の発言につきまして、他の委員、幹事の方からのご意見等をお願いしたいと存じます。

【今井委員】準備会でも申し上げたことでありますけれども、基本的には谷幹事がおっしゃることは主に二つだと思うのです。責務が過大に、過剰になるのではないかと、それから、民訴2条の屋上屋になる、詰まるどころかこういうところかなと思うのですが、まず信義に従い誠実に追行するということが自体は責務の加重とは別の次元の話だと思います。

確かに、既に2条があるのだからいいのではないかと、これはもっともなことのようにも思え、

屋上屋のように見えるような気もしますが、私は、改めてここに記載する実践的な意味があると思います。それは、今ご説明があったとおり、新しい制度である以上、実際に関係者がこの法律を本当に実効性あるものとするためには、まずこの法の趣旨に沿った形でこの手続が履行されるように自ら誠実に遵守する、その姿勢が非常に大きいのではないかと。法律は何でもそうすけれども、細かいところまで法律で全て詳しく規定されているわけではありませんので、そういう意味では、この法律を実際に運用する上における規範の空白の部分、それについては基本的にはこの法の趣旨を踏まえるというところがその指針になるわけではありますが、その法の趣旨に従って、全ての場面でこの法律に沿った形で準拠する、そういう意味では、信義に従い誠実に追行するというようなことは、民訴2条との関係では単に屋上屋ではなくて、より実践的な意味があるということは、従前から申し上げたとおりでございます。今でもそういうふうに思っておりますので、ここを改めて書く実践的な意味があるということ、そして、これは責務の加重とは次元の違う問題ではないかと、このように考えております。

【伊藤委員長】ありがとうございました。他の委員、幹事の方、いかがでしょうか。

【中山委員】確認的規定という位置付けは、私もそのように位置付けたいと思うのですが、信義誠実の原則が具体的にどう発現するかというのは、当該信義誠実の原則を定めた法の目的とか仕組みとの関係で具体的にになっていくものだと考えております。ですから、民事訴訟法2条で信義誠実を定めているからといって、本規則でそれを定めることが直ちに屋上屋を重ねることになるのかという問題もあるのではないかと考えております。

もう一つは、共通義務確認訴訟も含めてのことなのですが、特に対象債権の簡易確定手続の過程では、恐らく消費者団体側と事業者側とがそれぞれの立場の利益を擁護しつつも、被害回復裁判手続の円滑かつ迅速な進行に向けて、債権関係を裏付ける証拠の提出の場面とか、あるいは認否に関する対応の場面といったところで誠実に対応することが間違いなく求められると感じます。そこはまだ裁判所が直接細かなところまで関与していない部分だと思うのですが、できるだけ認否の段階で当事者双方が債権額について調整できるようなやりとりをすることが望ましいのではないかと感じております。

認否を争う旨の申出が増えれば、必然的にそれだけ簡易確定の決定が増えていって、全体的な債権の確定に時間がかかるという現実の問題があって、ここは双方が当事者という立場に立つとはいえ、知恵の出どころで、できるだけ認められる認否を増やしていくというような具体的、実践的な活動が望まれる場面が出てくるように私は思っております。その場面をして、当事者の責務の加重といった視点で見るとは少し違うのではないかと私自身はとらえていると

ころです。そういった意味もございまして、確認的規定を改めて本規則で設けることについて、私は賛成の立場を取ります。

【伊藤委員長】ただいまの点につきまして、他の委員、幹事の方でご意見ございますでしょうか。

【三木幹事】幹事の三木でございます。事務局に対しての質問ですが、第1の1の規定、事務局のお考えは、これは効力規定と考えているのか、それとも訓示規定ないしその種のものと考えているのかという質問であります。

準備会でその種の議論があったかどうか、ちょっと覚えておりませんので、あったのであれば重ねてで恐縮ですが、この規則に限らず、最高裁規則は、全てではないでしょうけれども、その規定の多くが訓示規定だと思います。それに対して、民事訴訟法2条ですが、この2条が訓示規定か効力規定か、あるいは宣言的な規定かという点について、学説で深い議論がされているとは認識しておりませんが、実際の裁判で2条は間違いなく効力規定として使われておりまして、2条によって一定の法的効力を云々するという裁判例はたくさんあるかと思えます。ということで、私の理解では民訴法の2条は効力規定なのですが、先ほど確認規定の趣旨で置くと言われた趣旨の確認なのですが、規則の第1の1はどのような趣旨なのでしょう。

【餘多分幹事】明確にご議論があったという認識は私もございませんけれども、この責務規定におきまして、効力を創設したというふうには考えてはおりません。そういう意味で、効力的な規定になっているというふうには考えていないところでございます。

【三木幹事】今のご発言の確認だけですが、法の中に、訓示規定と効力規定以外に第三のものがあるのかどうか、私よく知りませんが、今のご発言は、規則自体は訓示規定ないし宣言規定だと理解してよろしいのでしょうか。

【餘多分幹事】私としては、この規則は、そういう意味では、この規定で効力が生じているわけではないということですので、おっしゃられるような趣旨ではないかというふうに考えております。

【伊藤委員長】よろしいですか。

他にご意見ございましたらお願いいたします。

【野々山委員】野々山でございます。私は、この信義に従い誠実にという文言を入れることには賛成であります。

その理由は、まず、この規定が法の趣旨を踏まえということを受けた形での規定であるとい

うことであります。この法の趣旨は、先ほどのご説明にもありましたように、法の1条に記載してある被害回復の場面においても事業者と消費者には格差があるということであり、そのことを前提としてこの法律ができあがっているのだと思います。そういう意味では、それを受けた形での信義・誠実だと考えておりますので、民訴法とあわせて訓示的に置くということには意味があると思います。実際的にも、今後議論になるかと思いますが、8ページのケのところ、法42条を受けまして、認否のための証拠書類の送付というところがありますが、これは事業者のほうで濫用的に行われる危険や懸念もあるわけでございまして、そのようなときに、このような信義に従い誠実にというところも生きてくるのではないかと考えております。そういう意味で、信義に従い誠実にという文言を入れることについては賛成であります。以上です。

【川口委員】私も今の野々山委員と基本的に同じでございまして、入れることに賛成ということでございます。

法律の中で、民事訴訟法とは別に特例法を設けたわけでございまして、異なる手続が含まれているわけでございまして、民事訴訟法手続の規則が当然に適用されるかどうか、私つまびらかにしませんが、原理が異なるところも当然あるわけでございまして、先ほど幹事のほうから法の趣旨について詳しいご説明がございました。そこは、野々山委員がご指摘の法の目的でございますが、消費者、事業者との間の情報の質及び量、交渉力の格差、これに鑑みまして、消費者の利益の擁護を図ることが本法の目的でございますので、その趣旨を踏まえ、信義誠実ということは入れる実益があり、また適切ではないかと考える次第でございます。

【伊藤委員長】第1の1に議論が集中しておりますけれども、それ以外の点も含めまして、先ほどの余多分幹事から説明がございました部分に関して、何かご意見はございますでしょうか。

【萩本委員】第1の1以外ではなくて、第1の1についてですが、賛成意見が多いようですが、議事録に残す意味で非常に違和感があるということだけは申し上げておきたいと思っております。

賛成意見のおっしゃることもよく分かりますが、他方で、確認的だとかあるいは新しい制度で法の趣旨を踏まえての運用が必要だということは分かりますが、それであればなぜ当事者だけ書くのかという質問にどうしても答えられないのではないかと思います。書くのであれば、裁判所及び当事者と書くか、あるいは谷幹事のご意見のように削除するかが、本来もっと出ていい意見ではないかと、このように思います。

先例などを見ても、労働審判規則の2条に「当事者の責務」という規定があるようですけれども、これもどのような経緯で入れたのかは不勉強でよく分かりませんが、対応する労働審判法を見ますと、労働審判法の15条に、「迅速な手続」という条見出しのもとに、

「労働審判委員会は、速やかに、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をしなければならない。」とあり、2項で例の3回以内という規定があって、そういう規定で運営する側の義務なり責務なりを定めたものがあるが、規則で当事者の責務があると、このような理解ができるような気がする一方で、今回の消費者裁判手続特例法を見ますと、これも不勉強ですが、ざっと見た限りではそのようなものがない中で、皆さんの賛成意見も民事訴訟法を踏まえてのご意見のようですが、その民事訴訟法の制定のときにこれは散々議論があったとおり、当事者だけではなく、裁判所及び当事者双方についてのよるべき行為規範を書いたということであったと思いますので、本来そのような立場からすると、ここでこの消費者裁判手続特例法に対応する規則で、裁判所をさておき当事者だけを書くということは、少なくとも違和感があるということとはちょっと申し上げざるを得ないかなというのが私の意見です。

【餘多分幹事】裁判所の責務ということについても検討したところでございますので、一言ご説明をさせていただきたいと思います。

従来、今ご議論がありましたとおり、民事訴訟規則、民事訴訟法の規定におきましては、裁判所は民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努めなければならないという規定がございまして、それについては今回の手続においても適用ないし準用されるというところは変わらないところだと思います。

迅速な進行に努める裁判所の職責につきましては、被害回復裁判手続におきましても通常の手続との間で職責に特段の軽重の差があるとは考えておりませんし、今回の被害回復裁判手続における当事者相互の関係とは異なりまして、裁判所の責務が問題となる場面が特に多いといった特段の事情もないと考えられますことから、裁判所の責務については特に確認的な規定を置くまでの必要はないのではないかと考えたところでございます。以上でございます。

【伊藤委員長】ただいま、説明をお聞きいただいたとおりでございますが、他にご発言の方はいらっしゃいますか。

【山本幹事】私自身、当初、ややこの規定に違和感を覚えたという何人かの方々が指摘されたのと同じような感想を持っていました。

ただ、この「法の趣旨を踏まえ」という文言が入ったことによって、私自身は、やはり信義誠実な訴訟手続追行というのは、あくまでもこの特例法の趣旨を踏まえたものであるということとを明らかにする意味において、このような規定を置くことに意味があるのかなと思うに至っております。先ほど来、何人かの委員、幹事の方がおっしゃっていますように、この事件の当事者というのはかなり特異な当事者で、一方では特定適格消費者団体が原告となり、他方では

その相手方の事業者というのがあるわけでありましてけれども、やはりその情報の格差あるいは交渉力の格差というものがあることによって、特にこの第二段階の簡易確定手続というのは、かなり特別な手続になる可能性があると思っています。

立法段階から私自身が懸念していたのは、特にこの債権の認否あるいは異議申立ての手続の中で、相手方事業者がかなり濫用的な認否あるいは濫用的な異議申立てを行うことによって、簡易な確定の手続、迅速な救済というものが実際に図られなくなるおそれがあるのではないかとこの点であります。

これについては、法律レベルで一定の対応がされているわけでありましてけれども、やはり現実の手続の場では、相手方、そしてもちろん原告側、団体側もそうですけれども、信義誠実に認否手続が行われ、異議申立ての手続が行われていくということが、特に消費者の救済という観点から見れば重要な意味を持っているのではないかと考えておりました、そのような意味で、法の趣旨を踏まえて信義誠実な手続追行を図っていく必要性が特に大きいという印象を持っております。そのような意味で、あえて確認的に当事者についてこのような規定を設けるということは、私は今の段階では賛成しております。

【伊藤委員長】かなり多様な角度からご意見を頂戴いたしましたが、なおほかにご意見がおありの方はいらっしゃいますか。

【谷幹事】私の問題提起に対しまして、大変ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。いろいろなご意見を拝聴しておりました、結論として私の意見はそのまま維持をすべきものだろうと思いました。非常に貴重なご意見をいただいたわけでありましてけれども、いずれにつきましても、個々にはこれはそうではないのではないかとこの反論は私はできるだろうと思っております。

一点だけ申し上げますと、やはり一番の懸念としては、責務を加重したものだというふうな解釈を許す、二義を許すのではないかとこの点でございますが、この点につきまして、先生方のご意見をいろいろお伺いしておりますと、このような特殊な手続であるからそれにふさわしい形での責務というものも想定されるのではないかとこのあたりに、一つの賛成意見の根拠として述べられていただろうと思っております。

その点につきましては、今の山本先生のご意見が一番非常に落ち着いた意見だとはお聞きをしておりましたけれども、つまり、そうだからこそ確認的規定として置く必要があるのだというご意見、ご趣旨だとお聞きしました。

そのような考え方もできますけれども、しかし一方で、特殊な手続だということを強調すれ

ばするほど、これは民事訴訟法の規定とは違った意味を持つものだというふうな解釈につながりかねない危険性をはらんでいるだろうと思いました。

一方で、手続にふさわしい形での誠実な手続追行というのは、これは民事訴訟法が適用されたとしても、そのもとでの、その中身としてふさわしい形での誠実な手続追行というのは想定できるわけでございますので、そのような意味でも改めてここに置く必要はないという思いを強くした次第でございます。

この論点については非常に深めていただいたと思います。私の意見は変わりませんけれども、大変貴重なご議論をいただいたと思っております。

【伊藤委員長】ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【三木幹事】第1の1とは違う論点ですけども、よろしいでしょうか。しかもかなり些末な話なので恐縮ですが、2ページの第2の1の(1)ですが、「客観的な事実関係をもってしなければならないものとする」という、客観的なという言葉がどのような議論で入ったのか、議論をしていなかったのか、ちょっと記憶がありませんが、恐らく入れた趣旨は特定のための記載ですから、それ以外のいろいろなことを求めているものではないということですが、それは事実関係という言葉で拾われていると思ひまして、さらに客観的な言葉を入れると、別に入れたからといって害があるというほどのことはないのかもしれませんが、ややいかなものかという気がします。

といいますのは、訴状に記載する段階では、年月日にせよ、物品にせよ、それは原告の主観的な認識を、それはもちろん原告にとっては客観的な事実だと思って書いているのでしょけれども、主観的な認識を書くわけですから、繰り返しますが些末な話なのでこだわるものではありませんが、客観的な言葉なぜ入れたのか、あるいは入れる必要があるのかという点が若干の疑問であったということです。

【伊藤委員長】餘多分幹事、お願いします。

【餘多分幹事】客観的な事実関係という形で記載した趣旨についてご説明させていただきます。ここで客観的なという形に記載しましたのは、客観的に特定されることが「対象債権及び対象消費者の範囲」の記載として本来的に求められているのではないかと思ひまして、そのような意味で、このような規定を置くこととしています。したがって、評価を伴うような記載、例えば、十分な説明を受けずに契約を締結したとか、締結した者といったような形の記載は、客観的な事実関係ということにはならないのではないかと考えております。以上でございます。

【伊藤委員長】三木幹事、よろしいでしょうか。

【三木幹事】最初に言いましたように、こだわるものではありませんが、それは事実関係という言葉で拾われているように思いますし、法5条を引いているように、訴状の記載事項を特定するというのは、別にこの事件に限らず、民事訴訟一般で行われることですし、その中には評価に関わるようなものが訴訟物と不可分である事件はたくさんあるわけですが、そちらには客観的という言葉は、確か記憶では入っていなかったと思いますので、こちらに入れるのはいかなものかという程度であります。

【伊藤委員長】それでは、ほかにご意見がございませんようでしたら、引き続きまして、第3の1の(4)から(6)までの部分についての説明をお願いしたいと思います。

餘多分幹事お願いします。

【餘多分幹事】それでは、第3の1(4)から説明させていただきます。要綱(案)の6ページをご覧ください。

「第3の1(4)対象債権の確定」は、債権届出以降の簡易確定手続における対象債権の確定に関する規定を置くものでございます。

「ア 届出書の記載事項」でございますが、届出書は、異議の申立てがされたときには訴状とみなされるものでございますので、その記載事項についても訴状の記載事項を参考としております。

(ア)は、法30条2項1号で団体、相手方及び届出消費者について記載すべきものとして受けて、その記載方法を具体的に定めるものでございます。

(イ)では、民事訴訟規則53条に倣って、「請求の原因」に加え、「請求を理由付ける事実」の記載を求めています。

なお、法30条2項括弧書で届出書に記載できる「請求の原因」が限定されている関係で、届出書に「請求の原因」を記載するに当たりましては、「請求を特定するのに必要な事実」のほか、「当該請求が共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものであることを明らかにする事実」を記載することが必要となると考えられますので、(イ)ではこの旨を明確にしております。

(ウ)では、そのほか、訴状に通常記載される事項といたしまして、団体の任意代理人の氏名、住所、電話番号等の記載を求めることとしております。

6ページから7ページにかけて、「イ 数個の請求に係る義務について簡易確定手続開始決定がされた場合の債権届出」でございますが、共通義務確認訴訟において同一の事業者に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害を同じくする複数の請求がされ、そのうち

複数の共通義務について簡易確定手続開始決定がされた場合における債権届出の規律を定めるものでございます。

本制度の対象となる事案につきましては、同一の社会的事実に基づいて複数の請求、例えば不当利得返還請求と不法行為に基づく損害賠償請求が構成し得る場合が少なくないと思われませんが、同一の事業者の関係で、同一人の同一の財産的被害について、複数の債務名義が成立することは、後の強制執行との関係を考えてときに必ずしも望ましいものとは言えません。そこで、このような複数の請求に係る共通義務につきまして簡易確定手続が開始されたときには、債権届出につき一定の規律を設けることとしております。

(ア)は、このような場合に、団体は、同一の消費者の同一の財産的被害については、できる限り、対象債権を一つに限定して、債権届出をしなければならないことを定めるものでございます。

そして(イ)は、このような場合において、数個の債権届出をするときには、各債権届出は順位を付して、又は選択的なものとしてなされるべきことを定めるものでありまして、団体において複数の債権届出を予備的併合あるいは選択的併合の形で行うべきことを定めるものです。

「ウ 簡易確定手続についての授權の証明等」は、簡易確定手続についての授權に関する規定を設けるものでございます。

(ア)は、簡易確定手続についての授權は、書面で証明しなければならないことを定めるものであり、また、(ウ)は、授權の取消しの通知をした者が、その旨を裁判所に届け出るべきことを定めたものでありまして、法定代理権や選定当事者の選定等についての民事訴訟規則15条及び17条と同趣旨の規定を設けるものでございます。

(イ)は、法31条2項におきまして、一つの団体に限って授權ができるとされていることを受けまして、複数団体に重複して授權がなされることを防止するために、団体が授權を得る際に、他の団体に対する授權の有無を確認しなければならない旨を定めるものでございます。

「エ 簡易確定手続授權契約の解除の届出」でございますが、団体によって授權契約の解除がされると、届出消費者が授權を取り消した場合と同様に、債権届出の取下げがあったものとみなされますので、裁判所に届け出なければならないこととするものでございます。

「オ 届出書の送達」は、法35条が届出書を送達すべきことを定めているのを受けまして、訴状の送達についての民事訴訟規則58条1項と同様の規定を設けるものでございます。

「カ 届出債権を記載した一覧表」は、裁判所が、必要がある場合には、団体に対して、届出債権について記載した一覧表の提出を求めることができることを定めるものでございます。

要綱（案）では、実務での柔軟な運用を可能とするため、届出書をどのような形式で作成すべきかについては規定を設けておりませんが、多数の債権の届出がなされる場合を考えると、認否を正確に行い、その後の手続を円滑に進められるようにするためには、届出債権の一覧表があることが望ましいと考えられますので、このような規定を設けております。

「キ 債権届出の取下げがあった場合の取扱い」でございますが、（イ）のみなし取下げの場合を含め、債権届出の取下げがあった場合には、裁判所書記官が相手方への通知をしなければならないこととしております。

7ページから8ページにかけまして、「ク 届出消費者表の記載事項」でございますが、法41条2項による個別の委任を受けて届出消費者表の記載事項を定めるものです。

届出消費者表は、債務名義となり得るものでありますので、債務名義として必要な事項が記載されるようにするという観点から、（ア）から（ウ）で消費者、団体、相手方の氏名又は名称及び住所の記載について定めております。また、法41条2項で債権の「内容」を記載すべきこととされていますが、「内容」のみでは債権が特定しない場合があり得るため、（エ）で債権の「原因」を記載すべきことを定めております。

（オ）から（キ）は、債権届出の却下の事実等、届出消費者表の記載が確定判決と同一の効力を有することになるかどうかに影響する事項を届出消費者表に記載すべきことを定めるものでございます。

「ケ 認否のための証拠書類の送付」は、届出債権の認否の段階における証拠書類の取扱いに関する規定でございます。簡易確定手続におきましては、相手方は、認否に必要な資料を自ら有している場合も多いと考えられますので、民事再生規則等での取扱いと同様に、債権届出の際に一律に証拠書類の提出を求めることはせず、認否のために必要がある場合に、相手方が債権届出団体に証拠書類の送付を求められるとの規定を設けることとしております。

「コ 認否の方式等」は、届出債権の認否の方式等についての規定でございますが、（ア）で認否を書面で行わなければならないことを定め、（イ）では濫用的な否認を防止するとの趣旨で、届出債権の内容の全部又は一部を認めないときには、その理由を記載しなければならないことを定めております。（ウ）は、認否書について、団体に直送をしなければならないことを定めるものでございます。

「サ 認否の内容を記載した一覧表」でございますが、先ほどの「カ 届出債権を記載した一覧表」と同様に、裁判所が相手方に対し、認否の内容を記載した一覧表の提出を求められるようにするものでございます。

「シ 認否を争う旨の申出の判断のための証拠書類の送付」は、相手方の認否の際の証拠書類の取扱いについて、先ほどケでご説明した債権届出の場合と同様に、一律に証拠書類の添付を求めることはせず、必要がある場合に、債権届出団体が相手方に証拠書類の送付を求められることとするものでございます。

このように、要綱（案）におきましては、認否を争う旨の申出がされるまでの段階では、裁判所を介さずに当事者間で証拠書類のやりとりがされることを予定しております。

続きまして、8ページから9ページにかけまして、「ス 認否を争う旨の申出の方式等」は、認否を争う旨の申出書の記載事項、添付書類等について定めるものでございます。認否を争う旨の申出がされますと、裁判所において簡易確定決定の審理、判断をすることになりますが、相当数の債権が審理の対象となることが考えられますので、当初から予想される争点としてどのようなものがあるかが明らかにされることが、早期に全体的な審理の方針を立てて、実質審理に入るために重要と考えられるところでございます。

そこで、認否を争う旨の申出書につきましては、（ア）、（イ）におきまして、できる限り、予想される争点及び間接事実等を記載し、書証の写しを添付すべきものとしておりまして、（ウ）でこれらの書面の直送について定めております。

なお、（ア）、（イ）の規定につきましては、認否を争う旨の申出がされる届出債権の数によりましては、その全てについて、当該申出の際に（ア）に規定する記載や書証の写しを添付することが困難な場合もあると考えられますので、規定上も「できる限り」という文言を置いております。

「セ 簡易確定決定の決定書の送達」は、強制執行を行う場合の便宜を考慮いたしまして、簡易確定決定の決定書の送達は、その正本によってすべきことを定めるものでございます。

「ソ 異議の申立書の記載事項等」は、簡易確定決定に対する異議の申立てについて、申立書の記載事項等を定めるものでありまして、（ア）では、届出消費者が異議の申立てをする際の記載事項について定めております。これは、届出書において、団体の任意代理人や電話番号等の記載を求めておりますところ、届出消費者が異議の申立てをする場合には、団体ではなく届出消費者が異議後の訴訟の原告となりますので、その場合には届出消費者について同様の事項を異議申立書に記載することを求めるものでございます。

（イ）、（ウ）では、異議の申立書の当事者への送付と送付すべき当事者の数に応じた申立書の写しの添付規定を置いております。

なお、異議の申立書の記載事項といたしましては、理由の記載は求めておりませんが、

理由を記載した場合について、(エ)におきまして、準備書面の記載事項を満たす異議申立書が準備書面としての性格も有することについて確認的に規定しております。

「タ 異議申立権の放棄及び異議の取下げ」は、異議申立権の放棄等について手形訴訟の異議に関する民事訴訟法358条、360条が準用されていることを受けまして、手形訴訟についての民事訴訟規則218条を参考とした規定を設けるものでございます。

なお、(イ)におきましては、多数の債権について簡易確定決定がなされ得ることを考慮して、民事訴訟規則218条とは異なり、異議申立権の放棄の申述は書面でしなければならないこととしております。

10ページ冒頭の「(5)費用の負担」でございますが、簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について、訴訟費用の負担に関する民事訴訟規則の規定を準用するものでございます。

「(6)補足(民事訴訟規則の準用・法50条)」は、法50条が簡易確定手続について民事訴訟法の規定を多く準用していることを受けまして、同様に、特別の定めのある場合を除いて、その性質に反しない限り、関連する民事訴訟規則の規定を準用するものでございます。準用される民事訴訟規則の条文は、基本的には、法50条が準用している民事訴訟法の条文に対応させたものとなっております。

第3の1の(4)から(6)までの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました部分につきまして、ご質問やご意見があればお願いたします。いかがでしょうか。

【山本幹事】細かな何か概念の整理みたいなことのご質問ですけれども、7ページの一番下の「ク 届出消費者表の記載事項」というところで、先ほどご説明がありました、法律では届出債権の内容を記載事項にしているわけですけれども、8ページの(エ)ではそれに加えて届出債権の原因というものも記載事項にするということで、この規則の考え方としては内容と原因というものを別の概念として整理されているという趣旨かと思えますけれども、それぞれの概念がどういう関係にあるのか。先ほどのお話だとこの届出債権の内容だけでは債権が特定できない場合もあるので原因についても記載することにしたというご説明と承りましたけれども、ちょっと両者の関係についての理解をご説明いただければと思います。

【伊藤委員長】餘多分幹事お願いします。

【餘多分幹事】届出債権の内容及び原因というのは訴訟物のようなものだと思いますので、請求を特定する内容でございますけれども、届出債権の内容だけでは請求が特定されない場合に

は、例えば不当利得返還請求権のもとになっている債権の発生原因なども含めて、債権の原因として記載し、請求を特定する必要があるというふうに理解しているところだと思います。

【伊藤委員長】よろしゅうございますか。

それでは、ほかの委員、幹事の方、ご発言をお願いいたします。

【中田委員】中田でございます。細かいことですが、教えてください。授権の取消しについてです。7ページのウの(ウ)ですが、「授権の取消しの通知をした者は、その旨を裁判所に届け出なければならない」とありますけれども、この点に関しまして二つ教えてください。

一つは、消費者が授権を取り消すためには、取消しをして、その通知をして、更にこれを裁判所に届け出るという三段階必要になるのだと思いますが、消費者は取消しをしても裁判所に届出をしなければいけないとまで思い至らないこともあるのではないかという点です。そうしますと、結果として裁判所の知らないところで授権が取り消されたという状態が生じていることとなりますが、それについての手当てが何か必要ではないかというのが一点でございます。

もう一点は、この届出は書面によることを必要としておりませんけれども、異議後の訴訟の段階につきましては、10ページの2の(2)のイで、書面を要求しております。先ほどご紹介いただきました民事訴訟規則も書面を要求しております。これがどうして違うのかという点です。これは解除についても同じでして、簡易確定手続においては書面の要件がなくて、異議後の訴訟では書面が要件となっている、この違いはどういうことかという、以上二点についてお教えいただければと思います。

【伊藤委員長】ただいま、対象消費者による授権の取消しに関して、裁判所に対する通知が実際に行われるのかどうかという問題と、取消しについての書面の要求に関するご質問がございましたが、餘多分幹事お願いします。

【餘多分幹事】まず通知の関係でございますけれども、先ほどの話として、取消しをして通知をして届け出という話がございましたが、まず効力といたしましては、取消しをして相手方に通知をしたところで取消しの効力が生じるというふうに理解しておりまして、届出は効力との関係では届出がないと取消しの効力は生じないと、それが法律の規定の内容でございます。その場合に、届出消費者が取消しをして相手方に通知をした場合に届出まで思い至らないのではないかという点につきましては、そのようなご懸念は確かにあると思われませんが、ただ実際、法制の問題といたしまして、自ら取消しをして通知した者が届け出るとというのが通常の規則なり法なりの仕組みでございまして、逆に言うと団体のほうが届け出るといような仕組みにする場合には、届出消費者が通知したことを団体が把握する仕組みが今度は必要になるのではな

いかと思うのですけれども、相手方に通知したことを知るような仕組みが設けられておらず、一般的にはそのような仕組みがないということもありまして、このような規定の設け方になっているところでございます。

それから、その場合のご懸念として中田委員からご指摘があったのは、實際上裁判所が知らなかった場合に問題が生じるのではないかというご懸念だと思われませんが、ご指摘のとおり、裁判所として気付かないという場合については、取消しがされますと債権届出が取下げみなしになるということもありまして、問題が生じ得ると思うのですけれども、裁判所としてはその取消しに気付かずに進行してしまうのは避けなければならない事態だというふうには考えております。

その先につきましては、運用のイメージにもよると思われるところでございますけれども、これは一定程度は運用によって相当程度防止されるのではないかと考えているところでございます。と申しますのは、一つには授權の取消しがあった場合につきましても、団体の側といたしましては、当該債権の関係では授權の取消しがされるわけですけれども、ほかの手続の関係ではまだ当事者の地位にありますので、団体のほうから取消しの事実について裁判所が適宜情報提供を受けるといった機会もあり得るのではないかと考えておりますし、そもそもこの通知を消費者がするということがどの程度想定されるのかという問題でもあるのではないかと考えておりまして、団体としては通知を対象消費者に委ねることになりますと、取消しの効力がいつ生じるのかということに関しまして非常に不安定な地位に置かれるということになるのではないかと考えております。そうしますと、事業者と直接のやりとりをしてきたのは手続内外で団体であるということ踏まえれば、実際は団体が自ら通知を行うということが多くなるのではないかとこのように運用のイメージとしては考えているところでございますので、そうしますと、実際上の問題としては運用上はそれほど大きくないのではないかと考えているところでございます。

それから、書面の関係につきましては、今要綱(案)の3ページでございますけれども、簡易確定手続の(1)の通則におきまして、簡易確定手続に関する届出につきましては書面で行わなければならないという規定を置くことにしておりますので、これによって裁判所に届け出る場合については書面で行うということが担保されるのではないかと考えているところでございます。そのような意味で、書面によることを求めているというわけではなく、通則との関係で重ねてここで個別に書かなくても書面で届け出るということが想定されていると考えております。以上でございます。

【中田委員】どうもありがとうございました。運用でまかなえるということであれば、それ以上私のほうで申し上げることではないかもしれませんが、ただ、取消しというのは、相手方に対して通知をすることと兼ねているのが一般的ではないかと思しますので、例えば、委任の終了を相手に通知しないと対抗できないというのとはちょっと違うものではないかと思っております。そこで、対象消費者が取消しをし、かつ、それによって通知がなされているというときに、適切に団体のほうから裁判所に情報が流れていくような運用に努める必要があるだろうと考えております。

それから、書面についてもお教えいただいてありがとうございました。ちょっと私が迷いましたのは、7ページのウの(ア)については、授権のほうは書面で証明しなければいけないと書いてあって、取消しの届出については書いていないものですから、何か違いがあるのかなというふうに思っていました。そのあたりも適宜ご説明いただければと思います。

【餘多分幹事】重ねてご説明いたしますと、授権の関係につきましては、証明の手段、授権されていることを証明する手段としてどのような方法をとるかということで、書面での証明という、裁判所への届出の問題ではないというふうに理解しております、取消しについての裁判所への届出については、先ほどの通則の規定がかかって書面性が要求されると理解してございます。

それから、取消しと通知の関係につきましても、授権の取消しは団体と届出消費者との間で行われまして、それを相手方、事業者のほうに通知するという仕組みでございますので、先ほどの中田委員のご説明が私の説明と違っていたら申し訳ないのですが、取消しを行うことと通知とは別の行為になるというふうに理解してございます。以上でございます。

【中田委員】分かりました。どうもありがとうございました。

【伊藤委員長】いかがでしょうか。

【三木幹事】これもあまり本質的ではない、概念の整理というか規定ぶりの確認に関するご質問ですが、9ページの上からアの(ア)、(イ)、(ウ)とある(イ)と(ウ)の規定ですけれども、(イ)で証拠となるべき文書の写しで「(ウ)において「書証の写し」という。」というのを入れて、(ウ)で書証の写しという言葉を使っているのですが、こういうややこしい規定の仕方をするからには何か意図とか理由があるのだと思いますが、私が聞き逃したのであれば申し訳ありませんけれども、ご説明があったのかもしれませんが、ご説明いただければと思います。

【伊藤委員長】餘多分幹事、よろしいでしょうか。9ページの(イ)と(ウ)の書面の写しの

定義といえますか、言葉の関係ですけれども。

【餘多分幹事】すみません，三木幹事，もう一回ご疑問をお教えいただいてもよろしいですか。

【三木幹事】私が申し上げるのは釈迦に説法ですが，民事訴訟法では証拠となるべき文書は文書といって書証とは言っていないわけですね。書証というのは証拠調べの方法。ただし，民事訴訟規則には，証拠となるべき文書を書証という言葉で扱った規定があります。ただ，そこでは，特に断らずにいきなり書証というのを文脈から明らかに証拠となるべき文書として使っているわけです。この（イ）と（ウ）はそのどちらとも違って，まず証拠となるべき文書と，つまりいきなり書証とは使わずに使って，しかも（ウ）における場合だけを証拠となるべき文書，書証の写しとして，つまりこの規定を見ると規則全体をそう言っているわけではなくて，（ウ）のみを指してそう言っていると。なぜこのような規定の仕方をしたのかと。つまり，是非は別として，（イ）も（ウ）も証拠となるべき文書の写しとどちらも書いても，別に多少文字数は増えますけれどもたいしたことではないと思いますし，どちらもいきなり書証と書くというやり方がいいかどうかは別として，この書き方をとった理由を教えてくださいということですね。

【餘多分幹事】明確に議論をしたわけではないのですが，恐らく民事訴訟の場合には，証拠となるべき文書の話が，今ご指摘があったように法律にあって，それを踏まえて規則ができているのだと理解していますが，法制的な規律の仕方や文言の使い方につきましては，今のご指摘を踏まえて再度検討させていただきたいと思っております。

【三木幹事】それでももちろん結構ですけれども，ここから先はあまり強くない意見，質問ではなく意見ですけれども，しかもあまり強くない意見ですが，思うに（イ）も（ウ）も証拠となるべき文書の写しで通せばいいのではないかと思います。というのは，目くじらを立てるほどのことではもちろんないのですけれども，民事訴訟法と民事訴訟規則の関係はややイレギュラーでして，そちらを真似するほうがいいのかどうかについては疑問が。どういうことかと申しますと，もちろん実務においては文書自体を書証と呼びならわしているのは私も百も承知しておりますが，私が見た限り，法は隅から隅まで見ても文書自体を書証とは言っていないわけですね。それを民事訴訟規則で断らずに書証という言葉で1か所使っているところがあると。そういうやり方はあまり望ましくなくて，実務で文書，書証というのはもちろん構いませんけれども，規則は法の下にあるものですから，法と同じ用語を使えばいいのではないというのが理由であり，この部分は簡易確定手続の部分ですから，そこに民事訴訟規則がかぶさってはこないだろうと思いますので，民事訴訟規則で1か所だけそのように使っているところがあります

けれども、それに合わせる必要はないのではないのかなという程度の意見です。いずれにしても整合性さえあれば結構です。

【伊藤委員長】民事訴訟法，民事訴訟規則との関係で，この規則で定める文言として何が一番適切か，あるいは正確かということについては，先ほど餘多分幹事の発言がございましたのでなお検討していただきたいと思います。

もしご発言がないようでしたら，途中でございますけれども，このあたりで15分ほど休憩をとりたいと存じます。

(休憩)

【伊藤委員長】それでは審議を再開いたします。要綱(案)の「第3の2 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例」から「第5 補則」までの部分についての説明をお願いいたします。

【餘多分幹事】それでは，10ページの途中にあります第3の2の部分からご説明させていただきます。第3の2は異議後の訴訟について民事訴訟規則の特例を定めるものでございます。

「(1)裁量移送における取扱い」は，法52条3項の規定による移送の際の意見聴取について，民事訴訟規則8条と同様の規定を設けるものでございます。

「(2)異議後の訴訟についての授權の証明等」は，異議後の訴訟についての授權の証明，授權の取消し，解除について簡易確定手続についての授權の場合と同様の規律を設けるものでございます。

「(3)訴訟手続の受継の申立ての方式」は，法53条9項が授權を欠く場合の異議後の訴訟の中断についての規定を置いていることを受けまして，受継の申立ての方式について民事訴訟規則51条を準用するものでございます。

引き続き，第4についてご説明いたしますが，第4は，団体のする仮差押え及び民事執行の手続について，民事保全規則及び民事執行規則の特例を定めるものでございます。

「1 仮差押命令の申立書の記載事項」は，法56条1項の仮差押えの申立書には，「対象債権及び対象消費者の範囲」の「全部又は一部」が同一である他の仮差押えの申立ての内容を記載しなければならないことを定めるものでありますが，同一の事業者の関係で「対象債権及び対象消費者の範囲」が重なる事案について法56条1項の仮差押えの申立てが複数同時に存在しますと，保全の必要性の判断や，被保全権利の額の判断に影響し得るために，このような記載を求めることとしております。

「2 強制執行の申立書等の記載事項等」は，団体がある財産に法56条1項の仮差押えをしている場合に，その後，その財産について団体が強制執行の申立てや配当要求をする際の強

制執行の申立書等の記載事項等について定めるものでございます。

まず（１）におきましては、団体がそのような強制執行の申立てをする場合に、強制執行の申立書において、仮差押えの事実のほか、強制執行の請求債権と被保全債権との関係を明らかにすることを求めています。

法５６条１項の仮差押えにつきましては、通常の仮差押えとは異なり、仮差押えの決定の時点では、その被保全債権が個別具体的な債権としては特定されていないという特徴がありますが、その関係で、準備会でもご議論いただいたとおり、執行手続の中で被保全債権として扱われる具体的な債権の範囲がどのように特定されるかが問題となり得るところです。

この点につきましては、準備会では、例えば、団体が債務名義を取得した対象債権のうち、どの債権を仮差押えの被保全債権として扱うかを団体が特定ないし選択できるという考え方や、そのような団体による選択を認めず、団体が債務名義を取得した対象債権は全て被保全債権として扱われるといった考え方が議論されたところでございます。具体的に被保全債権として扱われる債権の特定に関する考え方は、法の解釈に委ねられるものと考えられますし、本規則において特定の考え方を前提とするものではありませんが、要綱（案）では、いずれのような考え方がとられた場合であっても執行手続上特段の不都合が生じないよという観点で、（１）では、強制執行の申立書において、アの仮差押えの事実とともに、イにおいて当該強制執行の申立てが当該仮差押えにより保全される債権に基づくものであるときはその旨を記載しなければならないこととしたものでございます。

（２）においては、強制執行の申立てが仮差押えの被保全債権に基づくものであるときに、強制執行の申立書に仮差押命令の決定書の写しを添付することを求めています。これは、（１）イの規定により強制執行の申立てが仮差押えにより保全される債権に基づくものであるとの記載がされた場合に、裁判所において仮差押命令の決定書の記載と照らし合わせて、強制執行の請求債権と仮差押えの被保全債権との関係を確認することができるようにするため、現在の実務運用も参考として、その写しの添付を求めることとするものでございます。

（３）では、団体が配当要求をする場合にもこれらの規定を準用することとしています。

続きまして、「３ 対象債権について配当等を受けた場合等の通知」は、仮差押えの有無に関わらない規定でございますけれども、団体が、民事執行の手続により、弁済又は配当等を受けた場合に、債務者である事業者に対して、個別の届出債権への充当関係等を通知すべきことを定めるものでございます。

団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続におきましては、執行債権

者として扱われるのは個別の消費者ではなく団体となり、複数の届出債権について、団体がまとめて民事執行手続を進行し、その中で弁済や配当等を受ける場合にも、団体がまとめてこれを受領するものと考えられます。

団体が配当等を受領した場合、再度の強制執行の申立て等の際に、過剰執行を防止し、事業者が請求金額の当否について判断することを可能とするためには、配当等による個別の対象債権への充当関係を事業者が把握できるようにする必要があると考えられます。そこで、その時点での個別の対象債権の債権額等、充当計算に必要な情報を把握し得る立場にある団体において、個別の対象債権についての充当計算の結果を計算した上で、これを事業者に通知すべきことを定めることとしております。

「4 配当等の額の供託がされている場合における対象債権の確定の結果の届出」は、法56条1項の仮差押えを理由として配当等留保供託がされている場合に、追加配当等の要件となる「供託の事由が消滅した」ことを裁判所が把握する端緒を与えるための規定を設けるものでございます。

法56条1項の仮差押えの被保全債権は、先ほどご説明いたしましたように、仮差押えの申立ての段階では個別具体的な債権を特定しない形で、総額によって特定されます。届出債権のうち団体が債務名義を取得した債権の総額が確定するのは、最終的に当該団体が当事者となる対象債権の確定手続が全て終了した時点となり、遅くともその時点では最終的な追加配当等の可否の判断が可能となると考えられますが、これらの手続の終了の事実及びそこでの対象債権の確定の結果について、配当に加わった他の債権者が把握するのは困難と考えられます。そこで、その時点において配当等留保供託がされている場合には、団体において債権確定の結果を裁判所に届け出ることとし、追加配当等の手続が円滑に進められるようにすることとしております。

最後に「第5 補則」でございますが、法61条1項が特定適格消費者団体の特定認定の失効及び取消しの場合に各種手続が中断する旨を定めているのを受けまして、この場合に、民事訴訟規則51条の規定を準用することを定めるものでございます。

要綱（案）の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの説明部分につきまして、ご質問及びご意見を承りたいと存じます。

もし、ただいまの部分に関してすぐにご意見ご質問等が出ないようでしたら、要綱（案）全体を通じてでも結構でございますので、ご意見等を承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【野々山委員】先のほうに戻って恐縮ですが、4ページの（2）の「簡易確定手続開始の申立

書の記載事項」についてであります。アの（ア）の a , b と , (イ) の b との関係についてご質問したいと思います。

アの（ア）は、これは民訴規則の 2 条を受けていると思っております。（イ）の b は、民訴規則の 53 条 4 項を受けているのだと思いますが、民訴規則はいずれも代理人という言葉で統一されて氏名及び住所などを特定するような文言になっています。一方、この規則の要綱（案）を見ますと、（ア）の a , b においては、特定適格消費者団体の代表者と、それから相手方の法定代理人という文言になっております。そして、（イ）の b においては、（ア）a の特定適格消費者団体又は代理人のという文言になっておりまして、この代理人は訴訟代理人のことではないかと思われまます。民事訴訟規則の 2 条の代理人は、私の理解が間違っていればご指摘いただきたいのですが、法人の代表者、それからいわゆる法定代理人、親権者あるいは成年後見人と、それから訴訟代理人も含んだ概念であると理解をしています。この（ア）と（イ）は一体どのような関係になっているのかということをお聞きしたいというのがまず一点目の質問です。

【伊藤委員長】4 ページの（2）のアの（ア）の a , b と , (イ) の b の中で、代表者、法定代理人、代理人という用語が出てまいりますけれども、その関係について余多分幹事、よろしゅうございますか。

【余多分幹事】今ご指摘のありました 4 ページの（2）のアの（ア）の a , b と（イ）の b の代理人ですけれども、今、野々山委員のご指摘のとおり、（イ）の b は訴訟代理人、任意の代理人を含むという理解をしております、（ア）の b のところは書いてありますとおり法定代理人を指すというふうに整理しているものであります。

【野々山委員】引き続いてよろしいでしょうか。民訴規則の 2 条では、訴訟代理人も裁判所に提出する書面の記載事項になっていると理解していますが、この書き方ですと、訴訟代理人は必要的記載事項ではないと見えるのですが、今のご説明ですと、その点はどうかということとです。

【余多分幹事】お答えさせていただきます。民事訴訟規則の 2 条 1 項 1 号の代理人には一般的に任意代理人を含むと解されていると思われまます。その意味では民訴規則 2 条 1 項 1 号の代理人とこの要綱（案）に書いてあるア（ア）b の法定代理人とは違う書きぶりにはなっております。

【伊藤委員長】そうすると、ご質問は、訴訟代理人が必要的記載事項に入っていないということになるのかということですね。

【野々山委員】私は、アの（ア）のaの代表者は、やはり民事訴訟規則2条と同じように代理人とすべきではないかと思うのです。そうすると、代表者と、それから訴訟代理人、任意代理人も含まれることになるのではないかと思います。

【伊藤委員長】その点、なお補充されることがありますか、あるいは少し検討をしていただいたほうがよろしいでしょうか。

【福田幹事】恐らく法16条で言っている裁判所規則で決めなければいけない代表者というのは、必要的記載事項としての代表者なので、もしこの代表者が書いていないとすると、申立書が却下されるようなものという意味で、法定代理人や代表者は必ず書いてくださいというのが、アの（ア）なのだろうと思います。民訴規則2条や今回の規則案のアの（イ）はそういうものではなくて、例えば訴訟代理人についての記載が欠けたからといって却下されるわけではないという意味で、必要的記載事項ではないけれども、訴訟代理人を書いてくださいという、そのような仕切りなのではないかと思います。

【伊藤委員長】野々山委員、お願いします。

【野々山委員】もう一つ質問と意見です。アの（ア）のaで、必要的記載事項として特定適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所とありますが、代表者の住所は必要なのかということであります。民訴規則の2条では、裁判所に提出する書面においては、当事者と代理人の氏名及び住所を書かなくてはならないとなっております。ただ、これは必要性の観点から、運用上においては一部略されている場合があると考えております。

例えば法人の代表者の場合に、訴状に法人の代表者の住所をわざわざ書くということは実務上はしていないのではないかと思います。また、訴状や答弁書に書いてあれば各準備書面にいちいち住所を書くということは実務上ないと思われまます。住所の記載は当事者の特定のために必要性があるからでありまして、当然法定代理人についてはきちんと住所を書かなくてはならないと思いますが、法人の代表者の場合については個人の住所を記載するような運用はされていないと理解しております。今後の運用において従前の実務と平仄を合わせていくということは理解できるのですが、このように明確に記載をしますと、本訴訟制度だけこれまでの運用とは違うのではないかと考えてしまうおそれがあります。特定適格消費者団体の代表者の住所の記載は、従来2条の運用と同じように不要とすべきと思ひまして、そのように述べさせていただいたわけでありまます。以上です。

【伊藤委員長】ただいまの野々山委員からのご指摘に関して、餘多分幹事からご説明はありますか。

【餘多分幹事】実務上の運用がどうなっているかというお話もあるかと思いますが、法の規律、この規則の規律としましては、訴状におきましては、今野々山委員ご指摘のとおり、代理人の氏名、住所を書かなくてはならないという規律になっておりまして、それとの並びで考えますと、この簡易確定手続の申立書についても、ここだけむしろ書かなくていいというような理由はなかなかないのではないかとということで、このような規律にしているというところでございます。

【野々山委員】ただ、当事者の特定においては、代表者の個人の住所は必要ないように思われます。ですから、あえてここに記載する必要はないと思われるのですが。

【餘多分幹事】ご説明といたしましては、先ほど来申し上げたご説明に尽きるということになるかと思えますけれども、そもそも民事訴訟規則において規定を設けていることからしますと、今回の場合についても必要となるのではないかと考えているところでございます。

【菅野委員】今のご指摘も踏まえて、この法16条の最高裁判所規則で定める事項とされている部分と、民訴法、民訴規則の中で定められている部分との全体の整合性については、事務当局としてもう一度改めて確認をさせていただきたいと思っております。

【野々山委員】同じような規定は6ページの(4)のAにもありますので、それもあわせてご検討をお願いします。

【伊藤委員長】6ページの(4)のAの(ア)の部分ですね。これについては、菅野委員から発言がございましたとおり、民訴規則等との関係をもう一度確認するというところで取り扱わせていただくことといたします。

ほかにはいかがでしょうか。

ございませんようでしたら、要綱(案)についての審議は一通りしていただいたことにいたします。

なお、今回の諮問事項には含まれておりませんが、冒頭で説明がございましたように、消費者裁判手続特例法の施行に関連して、民事訴訟費用等に関する規則の一部改正も予定されているということでございますので、その内容につきまして説明をお願いいたします。

【餘多分幹事】そうしましたら、民事訴訟費用等に関する規則の一部改正の概要につきまして説明させていただきます。資料3をご覧ください。

資料3に記載しておりますとおり、消費者裁判手続特例法の施行に伴いまして、簡易確定手続開始の申立てに係る事件についての書類の作成及び提出の費用の額を定めるため、民事訴訟費用等に関する規則の一部改正を検討しております。具体的には、簡易確定手続開始の申立て

に係る事件の書類の作成及び提出の費用として算定する額につきましては、事件の規模に応じた額とするため、届出債権の数が500を超えるごとに加算をするというような形での改正を考えております。費用の関係については以上でございます。

【伊藤委員長】ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、これまでの審議を踏まえまして、ややご意見が分かれるところもあったかと存じますけれども、皆様方におかれましては、この要綱（案）を要綱として、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」を制定することにご賛同いただいたと承ってよろしゅうございますか。

（異議なし）

【伊藤委員長】ありがとうございます。

それでは、この要綱（案）を基本として、先ほど来何点かご指摘がございましたが、法制上の表現等の点につきまして、更に十分に検討を加えた上で、最高裁判所裁判官会議にこの規則を建議していただくことといたします。

さて、本日ご審議いただいた規則の要綱（案）の策定に当たりましては、関係の皆様方の多大なご尽力があったところでございますし、また、規則やその運用についての皆様方の期待も大きなものがあるかと存じます。そういった視点から、この規則が制定、施行されることを想定いたしまして、運用等に関しましてご発言があればぜひお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

【出井幹事】出井でございます。この規則の運用全体に関わることでございますけれども、餘多分幹事からもご説明があったとおり、今後解説等が書かれると思うのですが、その際には、これも何人かの方からご指摘があったところですが、今回の制度が新しい制度であるということ、それから、いろいろ特殊なものを含んでいる制度であるということから、その運用に際しては、情報格差とかそういうものがございまして、法の趣旨を踏まえて解釈、運用されるべきであるということを改めて確認しておきたいと思っております。

これは、最終的には受訴裁判所ということになるかと思っておりますけれども、やはり今回のこの制度が円滑に滑り出すように、私どもは弁護士としてということになりますけれども、ぜひ協力をしていかなければならないと思っておりますので、ぜひそのあたりを踏まえて規則の制定及びその解説等を書いていただければと思っております。

【伊藤委員長】ただいま出井幹事から、弁護士ないし弁護士会の視点からの今後の運用や規則

の解説に関するご要望がございましたが、他の委員，幹事の方から、ただいまの点に関しましてご発言ございますか。

【中山委員】今回の被害回復裁判手続は，第一段階の共通義務確認訴訟，第二段階の債権の簡易確定手続，異議後の訴訟，それから仮差押えや民事執行などと，地裁レベルでも手続が幾つかの段階を踏むという形となっております。裁判所としましても，特に東京地裁，大阪地裁は，専門部も含めて最高裁とも連携をとりながら，実務的にどのような運用をすれば法の趣旨を踏まえた適正な運用ができるかということについて，チームを立ち上げて今後検討していく予定になっていると理解しております。その検討の中で詰めるべきところはきちんと詰めて進めていきたいと考えているところでございます。いろいろまたご意見等があれば承りたいと思っております。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

【川口委員】消費者庁でございますが，この法律の施行は，公布の日から起算して3年を超えない範囲内という，私どもが所管している法律の中でもとりわけ長い期間を予定しております。最長で平成28年12月施行ということになるわけでございますけれども，この趣旨といたしまして，基本的には，必要な政令あるいはガイドライン，その他最高裁規則もあるということと，それからそれを十分周知することが，新しい制度でございますから必要だということで，3年になったということでございます。

この最高裁規則が制定されましたら，その解説も含めまして，十分私どもも咀嚼するように努めて，法律とともに，担い手の候補となりますような適格消費者団体にも十分周知をするとともに，規則についても重要なものについてはあわせて広く周知に努めたいと思っております。

なお，参考までに申し上げますと，原告となる特定適格消費者団体につきまして，消費者庁において監督をするという仕組みになっておりますので，この監督の指針につきまして現在検討中でございます。これにつきまして，まとめましたらあわせて公表していきたいと思っております。以上でございます。

【伊藤委員長】ありがとうございました。他に運用等に関するご要望など，ご発言はございますか。

【今井委員】新しいことではなく，今まで出た意見の繰り返しに近くなりますが，新しい制度でありますし，この制度が真に実効性あるものとして果たすべき法律と規則になるようにという願いがあったと思います。

主役となるのはもちろん消費者でありますけれども，実際の運用に当たっては適格消費者団

体、それから代理人である弁護士、そしてこの制度の大変過大な負担になりがちな裁判所、それぞれが先ほどの信義誠実義務という法の趣旨に従って行うということを実現するためにも、それぞれがバランスのいい協力関係があってはじめてこの制度が、しっかりこの法の趣旨のとおりを実現できると考えています。バランスがいい、一方なり他方に偏することがないように、関係各位の理解と真摯な努力がこの法律を実現し、真にワークするために必要であるというふうに実感しております。私自身は弁護士の一人としてその一翼というような認識で尽力させていただきたいと思いますので、そんな感想をもった次第でございます。よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】ありがとうございました。他にご発言はございますか。

それでは、これまで準備作業に当たってこられた菅野委員からお願いいたします。

【菅野委員】本日は、委員、幹事の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、熱心なご審議をいただきましたことを心から御礼申し上げたいと思います。

本日の委員会におきましてご指摘いただいた点については、よく確認、それから検討させていただきたいと思っておりますし、形式的な字句の修正等の面につきましても、なお詰めさせていただきたいと思っておりますが、その上で、最高裁判所の裁判官会議に建議すべき規則案の条文を最終的に取りまとめて、できるだけ早期にこれらの規則を公布できるようにこれから準備を進めてまいりたいと考えております。

また、この法の施行に当たっての準備作業といたしましては、今もお話に出ていましたように、規則についての逐条解説を刊行し、各庁に法や規則の内容について周知するなどして、法・規則の円滑な実施に遺漏のないように施行準備を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、委員、幹事の皆様方におかれましては、今回の規則制定作業に当たり、様々なご指導、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。今後とも、私どもへの引き続きのご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

皆様方のご協力で、ほぼ予定の時間内に審議を終了することができました。長時間にわたりまして熱心なご意見を頂戴いたしましたこと、重ねて御礼申し上げます。